

五條市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年4月11日（月） 午後1時30分～午後2時21分

2. 開催場所 五條市役所 1階 大会議室

3. 農業委員

出席委員（13人）

議席番号	1番	西岡	直美	議席番号	13番	益田	吉博
議席番号	3番	小松	禎史	議席番号	14番	北山	徹
議席番号	5番	岩倉	義調	議席番号	15番	吉田	正材
議席番号	7番	鍵矢	智民	議席番号	17番	和田谷	好司
議席番号	8番	松井	正昭	議席番号	18番	鶴田	和恵
議席番号	9番	泉澤	光生	議席番号	19番	吉田	丈子
議席番号	12番	新宅	一也				

欠席委員（6人）

議席番号	2番	磯田	幸一郎	議席番号	10番	栗本	恵司
議席番号	4番	柏井	正樹	議席番号	11番	井上	伸浩
議席番号	6番	土橋	洋二	議席番号	16番	辰己	清史

4. 農地利用最適化推進委員

出席委員（0人）

欠席委員（20人）

五條地区	池田	義美	南宇智地区	芳田	良子
野原地区	岩井	久和	南宇智地区	小原	加代子
野原地区	西辻	卓司	南阿田地区	福西	忠文
宇智地区	窪田	裕	大阿太地区	北山	高嗣
宇智地区	石田	実	白銀西地区	千切	重敏
牧野地区	辻井	博	白銀南地区	吉谷	昇
阪合部地区	仲山	明良	白銀北地区	東	秀一
阪合部地区	西本	光治	賀名生地区	辰己	史子
北宇智地区	南	芳秋	宗脛地区	前田	壽郎
北宇智地区	和田	全啓	大塔地区	阪井	誠一

5. 議事日程

- | | | |
|----|--|-----|
| 第1 | 開会 | |
| 第2 | 会長挨拶 | |
| 第3 | 欠席委員の報告 | |
| 第4 | 署名委員の指名 | |
| 第5 | 審第1号 農地法第3条申請審議について | 2件 |
| | 審第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項申請審議について | 21件 |
| | 審第3号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画への意見について | 3件 |
| | 審第4号 現況証明願について | 1件 |
| | 報第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の無効について | 1件 |
| 第6 | その他 | |

6. 農業委員会事務局職員

局長	横谷 隆仁	次長	片山 成月
主任	俵 真滋		

7. 会議の概要

事務局	<p>ただ今から令和4年第4回五條市農業委員会総会を開会致します。 携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。 それでは始めに、新宅会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p><あいさつ></p>
事務局	<p>ありがとうございました。 それでは五條市農業委員会会議規則第7条により会長が議長となり議事進行することになっておりますので、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>本日は、コロナ感染のリスクを避けるため、議席番号が奇数の委員さんを中心に出席いただいています。 推進委員さんは欠席いただいています。 農業委員の過半数が出席しておりますので、五條市農業委員会会議規則第12条により、総会は成立しております。 本日の議事録署名委員については、議席番号17番和田谷委員、19番吉田委員</p>

さんを指名させていただきますが、よろしいですか。

委員 (はい)

議長 それでは、よろしくお願ひします。
なお本日の会議書記は、俵主任を指名します。

議長 本日の案件は、〈 読み上げ 〉
以上、28件の審議をお願いします。

議長 それでは審第1号 農地法第3条申請審議について、1件上程します。
受付番号1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 受付番号1番について説明致します。

地図番号1-1 航空写真1-1

申請地は、大野町 番 地目：田 現況：田 m²
外3筆、合計面積 m²です。

(譲受人) 五條市黒駒町 番地
さん
職業：農業 年齢： 歳

(譲渡人) 吉野郡大淀町大字福神 番地の
さん

本件は、贈与により所有権を移転する申請です。

申請地は、
牧町の 筆と野原東7丁目の 筆は、 m付近に位置します
沿いに
位置します。

譲受人の経営面積は m²で、申請地の大野町では水稻及びナスを、黒駒町
では、柿を栽培します。販売経路はJAになります。

ご本人の農作業歴は 年、ご本人が年間300日農作業に従事されるほか、同居
が60日、農作業歴 年の が180日、 年の が60日従事されると
のことです。

農機具については、耕運機1台、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、
トラック1台を所有しております。

本件に関して、水利組合長に連絡を行っており、周辺地域の関係性については支障

がなく、地域の農地の利用調整に協力しますとのことです。以上です。

議長

それでは、松井委員さん、説明をお願いします。

松井委員

只今、事務局からご説明していただいた通りですが、譲渡人の さんは数年前に されております。今、申請にあがっている 筆は昨年までは別の方が耕作されていましたが、その方が耕作出来ないということで、それで、 さんに譲渡したいとお願いしたところ引き受けてくださったということです。野菜や柿を今まで通り耕作していくということです。どうぞ、宜しくお願いします。

議長

次に受付番号2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号2番について説明いたします。

地図番号1-2 航空写真1-2
申請地は、二見2丁目 番 地目：田 現況：畑 m²です。

(譲受人) 五條市二見2丁目 番 号
さん

職業：会社役員 年齢： 歳

(譲渡人) 大阪府堺市北区新堀町1丁 番地 (号)
さん

本件は、売買による所有権移転の申請です。

申請地は、 付近に位置し、譲受人の
になります。

譲受人の経営面積は m²で、申請地では、自家消費の白菜、キャベツ、ネギなどの野菜を栽培します。

ご本人の農作業歴は 年、ご本人が年間200日、農作業に従事されます。

農機具については、耕運機2台、トラック1台を所有しています。

周辺地域との関係については、申請地はこれまでどおりの各種野菜を栽培する畑の利用となるため支障がなく、地域の農地の利用調整に協力しますとのことです。

以上です。

議長

それでは、西岡委員さん、説明をお願いします。

	<p>譲受人は、五條市西吉野町百谷 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市西吉野町百谷 番地 さん</p> <p>売買により、令和4年4月 日に所有権を移転し、柿などの果樹を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号3番 地図番号2-3 航空写真2-3 申請地は、八田町 番 地目：田 現況：畑 m² 外1筆、合計面積 m²です。 mほど離れた 沿いに位置します。</p> <p>譲受人は、五條市滝町 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市八田町 番地 さん</p> <p>売買により、令和4年3月 日に所有権を移転し、トウモロコシや南京を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号4番 地図番号2-4 航空写真2-4 申請地は、八田町 番 地目：田 現況：田 m² 外1筆 合計面積 m²です。 先ほどと同じ場所の一画にあります。</p> <p>譲受人は、五條市八田町 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市八田町 番地 さん</p> <p>売買により、令和4年4月 日に所有権を移転し、水稻を栽培します。</p>
事務局	<p>続いて受付番号5番 地図番号2-5 航空写真2-5 申請地は、岡町 番 地目：田 現況：田 m² 外3筆、合計面積 m²です。 m付近に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市岡町 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市岡町 番地 さん</p> <p>令和7年6月 日まで使用貸借権を更新し、水稻を栽培します。</p>

<p>事務局</p>	<p>続いて受付番号6番 地図番号2-6 航空写真2-6 申請地は、上之町 番 地目：田 現況：田 m² 外1筆、合計面積 m²です。 に位置します。</p> <p>譲受人は、五條市上之町 番地 さん 歳 譲渡人は、大和高田市西三倉堂1丁目 番 号 号 さん</p> <p>令和7年5月 日まで使用貸借権を更新し、ネギを栽培します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて受付番号7番と8番が関連しています。</p> <p>地図番号2-7 航空写真2-7 申請地は、野原東6丁目 番 地目：田 現況：田 m² m。 にあります。</p> <p>公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、 譲受人は、橋本市向副 番地の さん 歳 譲渡人は、五條市野原東7丁目 番 号 さん</p> <p>令和9年4月 日まで貸借権を更新し、トマトなどの野菜を栽培します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて受付番号9番と10番が関連しています。</p> <p>地図番号2-9 航空写真2-9 申請地は、丹原町 番 地目：田 現況：田 m²です。 沿い、 付近に位置します。 から m付近です。</p> <p>公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、 譲受人は、五條市丹原町 番地 さん 歳 譲渡人は、五條市田園4丁目 番地の さん</p> <p>新規で令和20年12月 日まで使用貸借権を設定し、水田として利用します。</p>

<p>事務局</p>	<p>続いて受付番号11番と12番が関連しています。</p> <p style="text-align: right;">地図番号2-11 航空写真2-11</p> <p>申請地は、野原町 番 地目：畑 現況：畑 m² 外9筆 合計面積 m²です。</p> <p>野原町 番 は、 m付近に位置します。 野原町 番は、 にあり ます。</p> <p>野原中6丁目の 筆は、 付近に位置します。 野原東7丁目 番 は、 沿いにあります。 野原東7丁目 番は、 番 から北 m付近に位置します。 阪合部新田町の 筆は、 、 地内にあります。</p> <p>公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、 譲受人は、五條市野原中2丁目 番 号 株式会社 さん 譲渡人は、五條市野原中2丁目 番 号 さん</p> <p>新規で令和14年3月 日まで使用貸借権を設定し、トマトや柿を栽培します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて受付番号13番と14番と15番が関連します。</p> <p style="text-align: right;">地図番号2-13 航空写真2-13</p> <p>申請地は、西吉野町滝 番 地目：田 現況：田 m² 外25筆 合計面積 m²です。</p> <p>筆数が多いので場所を詳細に見ていただけませんが、 のある mほど離れた樹園地が広がる場所に点在し ています。</p> <p>公益財団法人なら担い手・農地サポートセンターを介して、 譲受人は、五條市小島町 番地の さん 歳 譲渡人は、五條市西吉野町滝 番地 さん と 同住所の被相続人 さん 相続人代表 さん</p> <p>新規で令和14年3月 日まで使用貸借権を設定し、柿を栽培します。</p>
<p>事務局</p>	<p>続いて受付番号16番と17番が関連します。</p>

	<p>以上21件の申請は、市から提出されております農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号による農地利用集積計画の内容から、全ての農地を効率的に耕作すること、農作業に必要な従事者や農機具を有していることなど、農地の権利取得に必要な要件を満たしていると考えられます。以上です。</p>
議長	<p>ここで私（新宅会長）と益田委員さんは、関連案件がありますので、一旦退室させていただきます。</p> <p>このあとの進行を鶴田会長職務代理者をお願いします。よろしくお願いします。</p> <p>（新宅会長、益田委員、会議室を退室）</p>
副会長	<p>それでは、21件の質疑に入ります。発言の有る方は挙手をお願いします。</p> <p>（発言なし）</p>
副会長	<p>皆さんご異議、ご意見ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
副会長	<p>それでは異議なしにて承認いただいたものとして、審第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、原案のとおり承認した旨を産業振興課へ回答することを決定します。</p> <p>新宅会長と益田委員はお戻りください。</p> <p>（新宅会長と益田委員、会議室に戻る）</p>
議長	<p>次に審第3号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画案への意見について3件上程致します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>審第3号につきましては、農地中間管理機構が農地利用配分計画を定める場合には農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定により、市町村にその計画案を提出するよう求めることができるとされ、さらに市町村がその計画案を作成するにあたり、農業委員会の意見を聴くものとされており、今回ご審議いただくものです。</p>

<p>事務局</p>	<p>受付番号1番から3番について一括して説明いたします。</p> <p>譲受人はいずれも、五條市西吉野町奥谷 番地 さん 歳</p> <p>受付番号1番、 地図番号3-1 航空写真3-1 申請地は、大津町 番 地目：田 現況：田 m² 外5筆、合計面積 m²です。</p> <p>申請地は、 付近に位置します。 申請地の農地は以前利用権が設定されておりましたが、期間が終了し、サポートセンターで中間保有地となっていたものを、今回新規で令和11年12月 日まで使用貸借権の設定を行うものです。申請地では露地もの野菜を栽培します。 賃貸借権の期間は、県認可公告の日の翌日から令和10年7月 日までです。</p> <p>続いて受付番号2番、 地図番号3-2 航空写真3-2 申請地は、五條市大津町 番 地目：田 現況：田 m² 外3筆、合計面積 m²です。</p> <p>、 付近に位置します。 新規で令和7年12月 日まで使用貸借権を設定し、各種野菜を栽培します。</p> <p>続いて受付番号3番、 地図番号3-2 航空写真3-2 申請地は、五條市大津町 番 地目：田 現況：田 m²です。 受付番号2番の です。 新規で令和7年12月 日まで使用貸借権を設定し、各種野菜を栽培します。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、3件の質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
<p>議長</p>	<p>皆さん、異議ありませんか？</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしで承認をいただきましたので、審第3号 農地中間管理事業における農地利用配分計画案への意見については、原案のとおり承認した旨、産業振興課に回答することとします。</p>

議長

次に審第4号 現況証明願について、1件上程致します。
事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番について説明致します。

地図番号4-1 航空写真4-1
申請地は、五條市岡町 番 地目：畑 現況：宅地 m²です。

(申請者) 五條市岡町 番地
さん

申請地は、
一画にあります。

申請地は、昭和23年頃から、作業場兼住居に供している宅地となっていました。
今後は農地法を遵守し、農地の適正管理に努めますとのことです。

以上です。

議長

それでは審第4号 現況証明願の1件について、質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

みなさん、異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしにて承認いただきました。

本件については、非農地であると認め、申請者に証明を渡します。

議長

次に報第1号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画
の無効について を1件上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局

受付番号1番について説明いたします。

報告地は、丹原町 番 地目：田 現況：田 m²です。

本件は、前回3月総会において、承認されておりましたが、譲受人の、
、前回3月総会の おり、

	農地利用集積計画に定める利用の目的を達することができなくなるため、先月の承認を無効とさせていただきます。
議長	<p>それでは以上で、本日の議案の審議すべて終了いたしました。</p> <p>その他、何かご発言があれば挙手をお願い致します。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
事務局	(来月の総会について)
議長	<p>他にないでしょうか。</p> <p>それではこれで、令和4年第4回定例総会を終了します。</p> <p>次回、令和4年第5回定例総会は、5月9日 月曜日 市役所1階大会議室で行います。よろしくお願いいたします。</p>

以上が令和4年4月11日 第4回五條市農業委員会定例総会の顛末である。

五條市農業委員会会長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____